



國際演劇協會

日本
センター

創立趣意

世界の平和は各国政府の政治的経済的協定によつても可能であらうが、それにもまして永久に搖ぎない平和は人類の知的道義的結合においてのみ確保されるであらう。
ユネスコは國際的理解に立脚する「人類の知的道義的連帶」に基礎をおく永続的な平和をつくり出さうとする國際的文化活動であつて、現在における最も重大にして困難な問題に立ち向つてゐる。

I.T.I.の組織はユネスコと緊密な連絡のもとに、このユネスコの大なる課題と崇高なる理念に演劇の分野において答へようとするものである。

「演劇芸術は人類に共通せる表現であり、世界人民の広汎な集團を結びつける影響と力とを持つてゐる」(I.T.I.憲章)が故に、演劇こそこの理念遂行の一つの強き力となりうるであらう。

日本がこの組織に参加することは、日本演劇が國際的につながらるだけでなく、日本文化そのものが世界に結ばれる強靱な一筋の糸をもつことになる。

現代にあつてはいかなる国家も錯綜し激動する社会情勢において一国として孤立的ではありえない。日本もその文化も國際的交流の中に自らをおくことによつてのみ世界と歩みを共にし、おのれを發展せしめることができる。

日本演劇がI.T.I.の組織に結ばれることは日本演劇の立脚すべき世界に共通した地盤を見出すことである。それは演劇における彼我の交流をとほして日本演劇を質的に向上せしめると同時に、演劇に対する國民の関心を広範囲にわたつて高め、さらに引いては演劇をとほして平和の基礎としての人類の精神的結合に役立たんとするものである。

従つてI.T.I.日本センターはいかなる意味においても演劇の「統制機関」ではない。それは國際的關聯を通して、国内の演劇諸活動にならぬ強制的意味を含まぬ協力をなすところの文化推進体である。従つてそれはまたならぬ政治活動に關与しない。しかしそれは文化運動としての面をもつ限りにおいて、幅の広い平和運動に結びつき、さらにその根底において人権尊重、自由擁護の精神に繋がるものである。

I.T.I.日本センターはこのような性格をもつが故に、対外的にはバリ國際本部を通して世界各国のセンターと結ばれ、国内的には、一方において文化の対外組織として日本ベンクラブその他と提携し、一方において国内の演劇諸団体と密接な連携を保ち、財政の許すかぎり広汎な活動をなさんとするものである。

I.T.I.日本センターの設立は、日本演劇にとつてのみではなく、國家にとつて大なる急務であると信じてるので、日本演劇人各位の新旧演劇のいづれにあるを問はず、これに対する熱意と協力を希望してやまない。

「國際演劇協會」

(I.T.I.)の輪郭

「インタナショナル・シアター・インスティテュート」(略称I.T.I.)は、ユネスコを生みの親として生れた演劇の國際組織である。大戦終結の翌年である一九四六年の冬、パリにおけるユネスコ會議において演劇の國際的結合の組織をつくることと討議され、翌一九四七年の七月、パリのユネスコ會館においてその準備会がもたれた。それにはフランスの劇作家ジュール・ロマン、演出者にして俳優であるジャン・ルイ・バロー、イギリスの劇作家J.B.プリーストリー、演出者ティロ・ガスリー、「オールド・ヴィック」の首脳部の一人であるリユーエリン・リーズ、アメリカの演劇評論家ロザモンド・ギルダ、女流劇作家リリアン・ヘルマンなど、世界各国の著名な演劇人が集まつた。かくて、翌一九四八年第一回大会がブラーグで開かれ、ユネスコと密接な關係をもちつ、それと別個の獨立した國際組織としてのI.T.I.が成立したのである。第二回大会はチエリッツヒ、第三回はパリ、そして本年度の大会はイブセンの祖国であるノールウエーのオスローで開かれる。現在この組織に加入している國は三十三、そのうち演劇センター(中心部)の結成されている國が二十五、本年度大会ではその数の増加することが予想される。ソヴェトは加入していない。

各國センターはその國の実情に應じて組織されているようであり、なんらかの形式で政府と結ばれているが、専門的な組織としての自主性をもつて活動している。会の運営は毎年大会において選出せられた十一センターの代表による十一人の委員によつて行はれてゐる。

I.T.I.は演劇の國際組織として世界的規模において広汎にして多様な活動を開始している。

J・B・ブリーストリー 「国際演劇協会」

「国際演劇協会」(I.T.I.)は演劇人にとつてけだし多大の価値をもつものであらう。その主要なものを二、三簡単に挙げてみよう。先づI.T.I.は、次のやうな重要な情報を数多蒐集し、且つ頒布する。即ち、すべての国にわたり、その新作戯曲、新上演について、その主要劇場の舞台面積、技術上の諸工夫、収容能力について、又I.T.I.加盟国における著作法、検閲規定、支払及び雇傭の方法についてなどである。又I.T.I.は、劇団の円滑な交流を妨げる多くの障碍を除去し、海外渡航劇団の輸送計画を促進し、通貨調整、関税の障碍を打破しようとする。更にI.T.I.の基礎が確立され、すべての国の演劇人が聯合した際には、祝典、展覧の催しを行ひ、教ヶ国語で書かれた機関誌を發行し、演劇奨学資金の制度を設け、新しい国々優良劇団の組織に關して助言を与へ、著名劇団の海外旅行、必要ならば広く世界各国へ

の旅行をも援助しようとするものである。(経済的支持者として活動するのではなく)最後に年次大会をひらいて世界各国の演劇人を一堂に合せしめ、各々の意見を交換し、又必要とあらば合同の事業を企画しようとするものである。

演劇人が一堂に會し、分別を以て問題を議論し、共通の基礎を見出し、合同事業を企てるやうなことは、多くの人が不可能と考へてゐる。これらの人々は我々演劇人を、怒りつばい歌々つ子に似た「俳優」と同一視してゐるのであるが、これは全くの誤りである。先年私は二つの重要な演劇の會議で議長をつとめた。一つは一九四七年の夏、パリでひらかれたユネスコの「国際演劇會議」であり、(このI.T.I.の計画を樹てたのはこの會議においてである)もう一つは、一九四八年二月ロンドンで開催された「英国演劇會議」である。これらの両會議は非常な成功を見たが、

I.T.I.(インタナショナル・シアター・インスティテュート)は、ユネスコに關係を持つ、演劇の國際的組織として、戦後に結成され、すでに世界の活動をしており、昨年、北村喜八君が日本・クラブの代表として渡欧の際、I.T.I.のバリ本部國際書記局長アンドレ・ジョッセ氏から、これの日本センターをつくる相談を受けました。北村君は帰國後、關係各方面の意向をたゞして、設立の必要と可能とをたしかめ、また國際本部からは日本も当然加入するものとして今年度の世界大会に代表派遣の招きがありました。これは日本演劇、また広く日本文化が世界と結びつき流れあり、意義深い組織で、たとへば日本・クラブなどのように、國際的に文化活動の重要な団体として、舞台芸術各方面の協力によつて日本センターの設立を要望する次第であります。

川 端 康 成 (日本・クラブ会長)

※ それを演ずる俳優である。そして我々はこの親しい姿をば、劇場における受容的で感動にあふれた雰囲気の中に見出す。そこでは我々が新聞をよむ時よりも、新しい思想、多くの感情を快く受け入れることが出来る。よく書かれ、立派に演ぜられた一つの戯曲は、善意の政治家の五十分の演説にまさるものがある。それは又、その国の人々の希望、恐怖、懷疑、夢などを示し、すでにその多くが時代遅れになつてゐる政治的、経済的觀念の中に我々をとおこめるやうなことはしない。

従つて私は次のやうに強調したい。I.T.I.が確立され、その企画されたすべての仕事に着々と仕送げられてゆく世界は、演劇といふ芸術が國家の高い障壁の中にとち込められてゐる世界より、はるかに安全であり、はるかに進歩した世界である。I.T.I.の存在が、我々のすべての問題を解決するとは誰も主張せぬであらう。にも拘らずI.T.I.は、世界といふ一つの社會——國境を越え、この地上の諸國民を結合する、このやうな國際的組織の創設により始めて生ずる社會——の構築に、少くとも強靱な

I.T.I.(國際演劇協會)はユネスコの肝いりで成立した演劇の國際的組織で、加盟國三十三、形式上はユネスコと別個のものであるが、それと内面的關係をもつ、演劇の國際的交流を通して、各國の演劇の向上をはかると共に、世界の平和、各民族間の理解と親善に寄与せんとするものであります。日本センターのこれへの加入は、同組織を通して日本演劇が國際的につながる重要な問題でありますので、私も世話人となつて協賛の結果、これが創立をはかりたく、日本文化の、とくに演劇の分野における御賛同を仰ぎたいと存じます。

世話人

- 川 端 康 成
河 竹 繁 俊
北 村 喜 八
久 保 田 万 太 郎

この兩會議において演劇人の代表がいかに事務的に、思慮深く、又協力的であるかを見て非常に驚いたと、多くの人々が私に語つてくれた。しかしこれは少しも驚くには當らない。

演劇自体がその本質から言つて非常に共同的な芸術であるからである。戯曲のよき上演には、かなり多数の人が共通の目的を達するために協力することが必要である。劇作家、監督、演技者、装置家その他の技術者は、この緊密な、時には非常にデリケートな協力の条件を完全に知悉してゐるのである。彼等は又かなり高い程度の緻密な組織に馴れてゐる。といふのは、よい演劇は、粗雑なその場かぎりのやり方では上演出来ないからである。従つて演劇人が彼等の會議を成功裡に運んだのは驚くに當らない。そして終始會議に出席してゐる人々が示すやうな例を、彼等も又示したのである。それ故、私は、I.T.I.がすでに立案してゐる仕事のすばらしい計画を、充分実行出来るものと確信してゐる。

このやうにI.T.I.の演劇人にとつての価値は大きい。だが演劇の制作には関与しないが、観客として演劇を享受(さう希望するのたが)する劇場外の人々にとつてはどうであらうか。I.T.I.はその人々にとつて何らかの価値をもつものだらうか、或は単に職業的組織に過ぎないだらうか。私の考へるところではその答は次の通りである。

親衆、すべての國の到るところに在る普通の人々も、又多大の利益をうけとることであらうと。劇場に資するものが又親衆にも役立つ

一本の糸を提供するであらう。もしあなたが劇場に仕事をもつ人なら、このI.T.I.は直接あなたにとつて多大の価値をもつものであらう。又もしあなたが劇場に決して足を運ばぬにしても、あなたはこの國際的組織に關心を抱くのは當然であらう。というのは、それは今生れでやうと努めてゐる新しい世界文明に対し、健全な寄与をせんとするものであるから。

J.B.ブリーストリー(I.T.I.臨時実行委員長にして現在I.T.I.の名譽会長) (文部省海外ユネスコ課、芸術課提供)

國際演劇協會 大会

- 第一回 一九四八年 プラターグ
會 期 六月二十八日—七月三日
參加國 二十
議長 J.B.ブリーストリー(英國劇作家)
事務総長 モーリス・クルツ
一九四九年 チェーリッヒ
會 期 六月二十七日—七月三日
參加國 二十二
議長 エミール・オペレヒト(スウェーデン劇場支配人)
事務総長 アンドレ・ジョッセ
一九五〇年 パリ
會 期 六月二十二日—二十九日
參加國 二十五(他にオブザーヴァー出席)
議長 リューエリン・リーズ(英國俳優組合会長)
事務総長 アンドレ・ジョッセ
第四回 一九五一年 オスロ
會 期 五月三十一日—六月八日

日本センター設立の経過

一、昨年十月日本代表として渡欧した北村喜八がパリにおけるI.T.I.國際本部の書記局長アンドレ・ジョッセ氏と會見のさい、日本センター設立を要請され、資料を携へて歸る。

一、歸國後、北村喜八は、日本・クラブ幹事會にてこれが設立について諒解を求め。

一、「東京新聞」紙上において北村これが設立を提唱(三月十、十一、十二日)

一、日本センター設立についてC.I.E.關係外務省文化課、文部省ユネスコ連絡課、同芸術課の意向をたゞす。

一、川端康成、河竹繁俊、北村喜八、久保田万太郎によつて日本センター設立のための世話人会成る。

一、四月三日駐日ユネスコ代表部を通じてI.T.I.第四回大会(オスロ)にオブザーヴァーを招聘し來たる。

一、四月六日交詢社にて設立準備のための世話人会を開く。その席上、オブザーヴァー派遣の件、議題にのぼれど、九日文部省の斡旋に同じ問題を協議する会あり重複をさけてそれへ移る。

一、四月九日文部省芸術課において、演劇諸団体の代表集まる。久保田万太郎(日本演劇協會設立準備會)、河竹繁俊(日本演劇學會)、山田肇(新演劇人協會)、小宮豊隆(都民劇場)、菅原卓(実験劇場)、勝本清一郎(ユネスコ協力會)、北村喜八(日本・クラブ)、(小宮欠席、河竹事後連絡)同席上I.T.I.第四回大会日本オブザーヴァーとして、久保田万太郎推薦される。

一、四月十三日外務省會議室にて世話人の名において、日本センター設立のための第一回準備會をもつ。議長久保田万太郎。外務省文部省オブザーヴァーとして列席日本センター設立の問題について、懇談的に協議し設立可決。

二、日本センターの組織規約等の草案検討及び次回準備會の準備のための委員會をつくる。(四人の世話人に加ふるに、遠藤慎吉、千田是也、菅原卓、山田肇の八名)

三、外に「オブザーヴァー」派遣の小委員會「舞台装置展覧會出品のための小委員會」をつくる。(オスロ大会において「期」期中舞台装置展あり)

一、四月十六日文部省ユネスコ課長室にて上記八名の委員にてI.T.I.日本センターと國內演劇諸組織との關係を検討。

一、四月十九日、パリ國際本部書記局長ジョッセ氏より北村宛の來信あり、日本センター設立を要請すると共に、ケイム氏日本へ向け出發せるを報ず。

一、四月二十二日、パリ國際本部議員ジャン・ケイム氏、ユネスコより派遣せられて、連絡をかね、日本における演劇、映画、ラジオ等の調査のため來る。北村、同氏と會ひて、日本センター設立について協議す。

一、四月二十七日、外務省會議室にて第二回準備會をもつ。議長河竹繁俊。日本センター定款骨子を検討。ケイム氏も來り挨拶す。次の十四名創立準備委員となる。

川端、河竹、北村、久保田、遠藤、千田菅原、山田、内村直也、杉野橋太郎、土方正巳、北條秀司、吉川義雄、吉田謙吉

一、四月三十日、ベン・クラブにて、北村、内村に弁護士居城軍治を交へて日本センター定款草案を起草。

一、五月五日、駐日ユネスコ代表部一室にて、創立準備委員集まりて、定款草案その他を検討。

創立仮事務所・日本・クラブ内 (中央区京橋二ノ八明草ビル五階) 電話京橋(56)七、七三一番

オスロ大会プログラム

演の観劇がある。

本年度のI・T・I第四回大会は、ヘンリック・イブセンの祖国ノールウェーの首都オスロ(旧称クリスチヤニア)において、五月三十一日から六月八日にかけて開催される。この大会はI・T・Iのノールウェー・センターである「ノールウェー演劇組合」が主催するのであるが、そこへは世界各国から百数十名の一流演劇人が集まってくるのである。尚、この大会には世界各国から出品された「現代舞台美術展覧会」が同時に開かれる。

ノールウェー国王ハールコン七世陛下は、この大会をパトロナイズされ、大会及び各種委員会の開会には親しく御臨席されるはずである。そして、外務省、国民教育省、及びオスロ市が、この大会開催に協力してゐる。

大会の予定された日程は次のやうである。

五月三十一日(木曜) 各国代表歓迎会。
六月一日(金曜) 国王ハールコン七世の御臨席のもとに、会議はアカリサス城で開かれ、各国代表はノールウェー政府の賓客として迎へられる。歓迎の辞は、ノールウェー当局、ユネスコ代表、昨年のパリ大会の議長などによつて述べられる。午後は「美術展覧会」の開会とその観覧、夜は国民劇場における「建築師ソルネス」(イブセン作)上演。

六月二日(土曜) 大会の全体会議があり、本大会の議長一名、副議長二名の選出。十一名の執行委員の中で本年度改選する三名の選出があり、さらに「一般委員会」「情報委員会」「芸術研究委員会」の三つの委員会が組織され、各国代表はそのいづれかに参加する。

尚、この日の午後は、グリムスタットにあるイブセン博物館へ船による遊覧があるはずである。

四日から七日までの四日間は、午前中は各種委員会が開かれて、それぞれの重要問題を討議する。午後には講演があり、夜は主として観劇に費される。

六月八日(金曜) 大会の最終日には、再び全体会議があり、午後、大学講堂にて大会を閉じる式があり、夜にはお別れの宴会が開かれる。

「一般委員会」の主なる議題は、経済問題(決算、予算、ユネスコからの補助金、各国センターからの会費)、ユネスコとの関係、各国センターとの関係、チェットの辞任問題、国民演劇、バレエ・オペラの特設部門の設置、青年と演劇、素人演劇、劇作家のエジエントの問題、次回大会の場所と日程などである。「情報委員会」の主なる議題は、月刊パ

ンフレットと「世界演劇」(最近第二号が発行された)の問題、演劇関係の書籍の蒐集とそれが英仏両語による発行、月刊パンフレットに各国ラジオ演劇の初演を記録する問題、I・T・Iの留学生、演劇学校の調査、各国演劇の巡業を受けいれうる劇場に関する調査、各国における演劇活動の総合的報告、国際演劇週間と世界平和のための演劇デー、文化的材料の輸入に関する国際的協定、輸送の便宜、戯曲翻訳奨励の方法などである。

「芸術研究委員会」の主なる議題は、新しい傾向の問題として、映画と演劇の関係、演劇と社会との関係、新しい劇作家への奨励方法、俳優に関する問題として、その訓練と養成の問題、俳優の社会的地位を保証するための契約の方法(一年契約とフリー・ランサーの優劣)、演劇自体の問題として、(一)恒久劇団、集団演劇、商演劇、スター・システム演劇、(二)前衛、実験演劇、人民演劇、伝統演劇、祝祭劇、(三)私的劇場は補助金を必要とするべきか、演劇は国家によつて統制されるべきか否か、(四)芸術の自由、などである。

午後の講演は、(一)演出、舞台装置、劇作における新傾向、(二)俳優芸術、(三)演劇における思想の役割と、それが芸術的社会的目的。講演のあとには、それに関する討論が行はれる。

オスロ「現代舞台美術展」における日本の出品

- 「ミカド」 ギルバート作 製作 伊藤薫
- 「ロミオとジュリエット」シェクスピア作 製作 吉田謙吉
- 「祇王村」田口竹男作 製作 古賀宏一 (伊藤薫朝氏推薦)
- 「金閣寺」 製作 長谷川勘兵衛
- 歌舞伎看板絵 製作 鳥居忠雅
- 一、歌舞伎の内 勸進帳
- 二、六歌仙客彩 文屋と喜撰
- 三、歌舞伎の 勸進帳
- 製作 鳥居忠雅 (松竹株式会社、歌舞伎座提供)

航空便によつて五月二十日発送の予定

オスロ大会
オブザーヴァ派遣
本年度I・T・I第四回オスロ大会に日本よりオブザーヴァとして久保田万太郎氏を派遣することに決定し、目下旅券申請中。

I・T・I 憲章(抜)

(一九五〇年の第三回大会で修正されたもの)

演劇芸術は人類に共通せる表現であり、世界人民の広汎な集団を結びつける影響と力とを持つてゐるので、下記に署名せるわれわれは、それぞれの国における演劇の各国センターを代表して、「インターナショナル・シアター・インスティテュート」と称する自主的な国際組織を形成することを決定した。

第一條 目的

本会の目的は、演劇芸術における知識と実技の国際的交換を促進するためのものである。

第二條 機能

この目的を達成するために、本会は国際本部を設けて、演劇に関するあらゆる種類の情報を蒐集配布せしめ、演劇のあらゆる種類の国際的交換に便宜な手段を講じせしめ、これらの目的を助けるための出版物を刊行せしめる。

第三條 員

一 本会は各国にたいして、その国の演劇芸術を代表するセンターを設立し、本会の機能遂行に尽力することを要請する。各国センターはI・T・I(国の名)センターと称す。
二 センターは、地方としての便宜、或いは職業上の必要によつて、サブ・センター或いは支部をおくことができる。しかし、本会は一国において一つ以上のセンターを認めない。
三 センターは次の場合、本会の会員たる資格を失ふ。

- (A) 脱退。
(B) 本会において四分の三の多数決による除名。
(C) 年額会費の未納。

第四條 規約

I・T・Iは執行委員会及び書記局によつて、国際大会の目標と決定に依りて運営せられる。

第五條 国際演劇大会

構成。一 大会は各国センターによつて正式に任命された代表によつて構成せられる。各センターは三名以内の代表と三名以内の交代者を指名することができ、技術上の顧問及び大会が必要と認めるその他の専門家を伴つてよろしい。

B 投票

一、決定は最初の二回投票による絶対多数によつて決せられる。多数とは、出席且つ投票権をもつ代表の多数のことである。委任状による投票は認めない。一センターは一投票権である。
二、会員であるセンターが、二年以上にわたつてI・T・Iにたいする分担金を滞納した場合は、年次大会において投票権を失ふものとする。(但し、かかるセンターが自己の力に及ばない状態によつて支払不能になつたことが認められるなら、大会における投票権を行使することが許される。)

D 手続

一 大会は毎年、常例の会期において開催される。執行委員会の三分の二の表決により、或いは会員センターの総数の三分の二の要求ありたる時は、大会を延期、中止、又は特別の会期に開催することができ。
二 各会期において、次回会合の場所が大会によつて選定される。
三 大会は毎年、会長、その他の役員を選出し、手続上の諸規則を採用する。

四 大会は特別技術委員会、及び大会の目的に必要なと思へる他の補助的委員会を設ける。

第六條 執行委員会

A 構成

一 執行委員会は国際演劇大会によつて選出せられたる十一のセンターから成る。各センターは委員会において自国センターを代表する正式代表一名を任命する。

二 これに加ふるに、投票権を有しない職責による四名の委員が参加する。

a 顧問の資格における大会の会長
b 大会の挙行せられる国のセンターの代表
c 次年度大会の挙行せられる国のセンターの代表
d 本会の創業者ユネスコの代表

三 選出されたセンターの在任期間を三年とし、再選して差支えない。最初の選出において九センターが選出され、その三分の一が第一年度の終りに辞任し、さらに三分の一が第二年度の終りに辞任するが、辞任の順序は選出の直後に抽籤によつて決定される。従つて三センターが毎年選出されることになる。

四 委員の一人が死亡もしくは辞職した場合には、執行委員会はそのセンターをして任期の残存期間のために代行者を任命せしめる。

五 執行委員会は、委員にして十八ヶ月継続して委員会のいかなる会合にも出席せず、又、正当な資格をもつ代理を出すことができない時には、その委員の席が欠員となりたることを宣言してよろしい。

B 機能

一 執行委員会は、大会により採用せられたるプログラムの遂行にたいして責任を負ふ。
二 執行委員会は、委員中より役員を選出する。
三 執行委員会は一年に少くとも二回、定期の会合をもつ。議長の発意により、或いは委員四名の要求によつて招集される時は特別の会期において集まることのできる。
四 執行委員会の議長は、国際演劇大会に、本会の活動状況にたいする本会書記局の年次報告を提出する。但し、その年次報告は予め執行委員会に手交される。

第七條 書記局

A 構成

一 書記局は書記局長一名及び必要とされる局員から成る。
二 書記局長は執行委員によつて任命され、その任命は国際演劇大会で承認されねばならない。

B 機能

一 書記局長は執行委員会の監督の下に、国際演劇大会によつて承認されたる本会のプログラムの遂行及び書記局員の任命にたいして責任を負ふ。
二 書記局長及び局員の責任は、その性質において特に国際的である。その責務の遂行にあつては、いかなるセンターからの指図も、協会外のいかなる権威からの指図も、求めてはならないし受けてはならない。各国センターは、書記局長及び局員のもつ責任の国際的性格を尊重し、その責務遂行にたいして彼らを左右しようとはしてはならない。

第十條

この憲章は第一回国際演劇大会によつて採用せられて以後効力を発生し、爾後、新しく加入する会員はこの憲章を受入れ、会員申込みの書類の中にそれを表示するものとする。
(北村喜八郎訳)
I・T・I 国際本部ベリ、クレヴェル街、ユネスコ会館内
国際書記局長——アノドレ・ジョッセ

社団法人国際演劇協会日本センター定款(草案抜)

第一章 総則

第一條 (名称) この会は社団法人国際演劇協会日本センター(略称I・T・I日本センター)

The Japanese Centre of the International Theatre Institute と称する。

第二條 (事務所) この会は事務所を東京都におき、必要に依りて地方に連絡所をおく。

第三條 (国際演劇協会との関係) この会は演劇の国際組織である国際演劇協会(I・T・I)以下この略称を以てする)の一部をなすものである。

第四條 (性格) この会の性格は国際演劇協会(I・T・I)の憲章に規定される。

第五條 (包含範囲) この会の包含範囲は劇、ラジオ劇、オペラ、バレエ等の演劇芸術である。

第二章 目的および事業

第七條 (目的) この会は国際演劇協会(I・T・I)の方針企画に呼応し、各国演劇センターとの交流をとおして国際的理解を促進せしめると共に、国際的関聯において日本の演劇芸術の向上とそれが社会的普及をはかるのが目的である。

第八條 (事業) この会は前條の目的を達成するために、左に掲げる事業を行う。

- 一、国際演劇協会(I・T・I)より得たる各国演劇の情勢、知識、技術、その他の、国内演劇への提供とそれが普及。

二、国際演劇協会(I・T・I)を通して、各国に対し日本演劇に関する情報、知識、技術その他の提供。

三、日本伝統演劇(歌舞伎、能、その他)の海外紹介。

四、各国演劇の調査研究。

五、日本演劇の各種調査。

六、この会の精神に立脚せる脚本製作の助成とこれが海外への紹介(例へば平和思想、ヒューマニティを内容とせるもの)。

七、公共演劇(素人演劇、学校演劇、青年演劇)への協力育成。

八、演劇専門家、演劇研究生の交換。

九、演劇諸団体と提携して国際規模における演劇的催しものの開催(例へば演劇週間、演劇祭)。

一〇、この会の目的遂行に必要な定期刊行物その他の発行。

一一、その他、この会の目的達成のため必要な事業。

第三章 会 員

第九條 (会員) 劇作、演出、演技、舞台美術、劇場建築、演劇興行、演劇研究、演劇評論、海外演劇紹介、その他広義に解せる演劇の分野に活動せるもの(これを目的とする団体を含む)にして、この会の目的趣旨に賛同し、入会したものを会員という。

(入会金は二百円、会費は通信費程度の予定)

——總會にて決定)

日本演劇センターと

日本政府との関係

日本はまだユネスコ(国際連合教育科学文化機関)へ加盟することが認められていないが、近く加盟が認められると、日本におけるユネスコ活動は政府が国際関係において行ふ最も大きな文化事業となることが予想される。

I・T・I(国際演劇協会)はユネスコとは形式上別個の組織であるが、ユネスコと密接な関係をもつてゐて、ユネスコから補助金を受けると共に、ユネスコ内の演劇対策はすべてI・T・Iをとおして行はれる。従つて、I・T・Iの各国センターは、それぞれの国の政府から経済的援助をうけて活動してゐるのが多い。

I・T・I日本センターが第四回大会でI・T・Iへ加入することが認められるとすれば、日本のユネスコ加盟よりも一足さきに、ユネスコ関係の国際組織へ加盟することになる。

日本センターと日本政府との関係は、日本がユネスコへ加盟してからでない、決定的なことを規定するわけにはゆかない。しかし近い将来に日本ユネスコ委員会が成立すれば、それと緊密な関係をもつことになる。さういふ意味で、日本の外務省、文部省、ユネスコ駐日代表部が、I・T・I日本センターの設立に助力を与へてゐるのである。

各国センターと政府との関係を見るに、政府から経済的援助をうける場合でも、おぼ

ね、それによつて拘束をうけることのない民間団体として自主的な活動をしてゐるやうである。さうあることによつて、ユネスコ運動に対する演劇人の創意と熱情を自由に且十分に発揮させることとなるからであらう。日本の場合、今も言つたやうにユネスコ加盟以前であるから、この問題について結論をいそぐ必要はあるまい。

ついでだが、日本における「ユネスコ協力会」は、ユネスコ運動に協力せんとする民間団体であり、日本のユネスコ加盟が認められるまでは、組織的には国際的なものでなく、国内的なものに留まつてゐる。日本のユネスコ加盟が認められた時、ユネスコ協力会が直ちに日本ユネスコ委員会となるかどうかは、日本演劇人の組織であるI・T・I日本センターの関知しない問題である。従つて、日本センターは日本ユネスコ協力会とは、現在組織的には直接の関係をもちたないのであるが、精神的には共通した目的をもつてゐるので、必要に依りて連絡し協力してゆくことになるであらう。(北村)

本年度国際ペン大会

第二十三回国際ペン大会はスウェーデンのロザンヌで六月二十二日から一週間開催。本年度の議題は「歴史と文学」。イタリーの世界的文学者にしてペン国際会長であるクロチエの講演がある。本年度は日本ペンから正式代表として芹沢光治郎、石川達三の両氏が派遣されるが、外に池島信平氏がオブザーヴァとして同行する。日本出発は五月下旬。